

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
40	物価高騰対応支援給付金支給に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

旭川市は、物価高騰対応支援給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

旭川市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和8年8月19日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	物価高騰対応支援給付金の支給に関する事務
②事務の内容 ※	【事務の概要】 令和7年11月21日に閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」において、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「交付金」という。）が拡充された。 本市においても、当該交付金の交付対象事業として食料品などの物価高騰の影響を受けている市民の負担軽減を図ることを目的として、全市民を対象に現金を支給する事務を行う。 【事務の内容】 住民基本台帳（以下「住基」という。）の情報を基に対象者を抽出し、過去の給付金の支給実績やマイナンバー制度に基づく情報連携等により口座情報を取得した後、口座情報を把握できた者へは支給通知書、それ以外の者へは確認書を送付する。また、早期の支給を希望する者については、受付窓口を開設し、個別に申請書による手続きを受ける。その後、提出された確認書等を受理（オンライン申請も含む）し、内容審査を行った結果、支給を決定したものに対して口座振込等により現金を支給する。 【支給対象者】 令和8年1月1日（以下「基準日」という。）時点で旭川市に住民登録のある者。
③対象人数	＜選択肢＞ [30万人以上] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

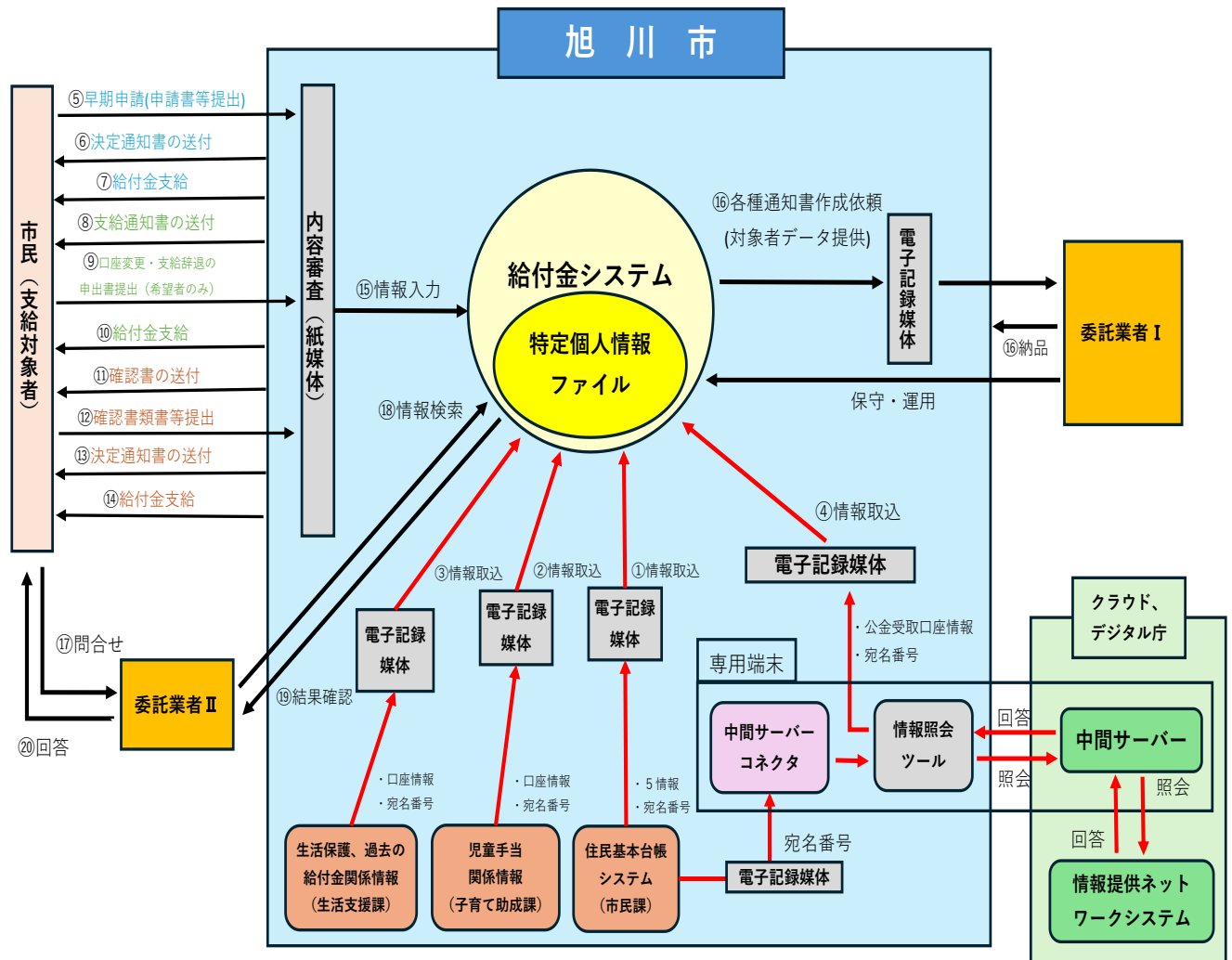
①システムの名称	物価高騰対応支援給付金申請処理及び給付管理システム（以下「給付金システム」という。）	
②システムの機能	・住民基本リストデータの変換 ・市から提供する各種データの取り込み ・支給対象世帯抽出処理 ・給付額の算定機能 ・システム内部データ及び確認書等発送用印刷データの作成 ・確認書への対象者データの印刷機能 ・確認書への送付番号付番処理 ・確認書へのバーコード印刷機能 ・支給対象世帯の申請データ入力・修正等による申請データ管理 ・バーコードを利用した申請受付処理 ・申請データの入力・修正等による申請データ管理 ・振込処理関連機能 ・支給状況の管理・チェック機能 ・決定通知関連機能 ・各種検索機能 ・マスタ情報に基づく各統計処理	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [] その他 （	[] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム

システム2

①システムの名称	中間サーバーコネクタ								
②システムの機能	団体内統合宛名管理 ・団体内統合宛名番号管理機能 団体内統合宛名番号の付番を行う。 団体内統合宛名番号と宛名番号をひも付けて管理する。 ・宛名情報管理機能 氏名・住所などの基本5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所、以下「5情報」という。)と個人番号を団体内統合宛名番号にひも付けて管理する。 ・中間サーバー連携機能 中間サーバーとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[☒] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[☒] その他 (中間サーバー</td> <td>)</td> </tr> </table>	[☒] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[☒] その他 (中間サーバー	)
[☒] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[☒] その他 (中間サーバー	)								

システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	・符号管理機能: 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 ・情報照会機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 ※「6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」に記載のとおり、住基に関する事務では、情報照会を行わない。 ・情報提供機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 ・情報提供等記録管理機能: 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 ・情報提供データベース管理機能: 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 ・データ送受信機能: 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ・セキュリティ管理機能: セキュリティを管理するための機能。 ・職員認証・権限管理機能: 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 ・システム管理機能: バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 庁内連携システム [☐] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 既存住民基本台帳システム [☐] 宛名システム等 [☐] 税務システム [☒] その他 (中間サーバーコネクタ)
3. 特定個人情報ファイル名	
物価高騰対応支援給付金支給対象者情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	支給対象者及び支給額を把握し、適正な管理を行うため。
②実現が期待されるメリット	迅速かつ効率的に給付金の支給を実施することができる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項別表の第135の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[☐ 実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表第160の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報(令和八年一月九日デジタル庁、総務省告示第二号)
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	旭川市市民生活部主幹(物価高騰対応支援給付金担当)
②所属長の役職名	市民生活部主幹
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容



← 特定個人情報を含まない

← 特定個人情報を含む

(備考)

- ①市民課から、基準日時点で住民基本台帳に記録されている5情報(宛名番号管理)を取得、以後定期的に異動者情報を取得
- ②子育て助成課から、児童手当の支給に関する支給口座情報(宛名番号管理)を取得
- ③生活支援課から、生活保護の支給及び過去の給付金に係る支給口座情報(宛名番号管理)を取得
- ④住民基本台帳の情報を団体内統合宛名番号による管理に変換し、中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステム内の公金受取口座情報を取得。団体内統合宛名番号を宛名番号による管理に変換してシステムに取り込む。
- ⑤窓口、郵送、フォームで本人確認書類及び振込口座確認書類を添付して申請書を提出
- ⑥⑤の内容を審査して給付を決定した者に対して支給決定通知書を送付
- ⑦⑤で申請のあった支給方法(口座振込、窓口現金支給、現金書留送付)により給付金を支給
- ⑧②～④で口座情報を把握できた者に対して支給通知書を送付
- ⑨⑧の口座の変更又は支給辞退を希望する場合に限り窓口、郵送、フォームで申出書を提出
- ⑩⑧で支給通知書を送付した者のうち、贈与契約が成立した者について、⑧で通知した口座又は⑨で変更を申し出た口座に給付金を支給
- ⑪②～④で口座情報を把握できなかった者に対して確認書を送付
- ⑫窓口、郵送、フォームで本人確認書類及び振込口座確認書類を添付して確認書を提出
- ⑬⑫の内容を審査して給付を決定した者に対して支給決定通知書を送付
- ⑭⑫で申請のあった支給方法(口座振込、窓口現金支給、現金書留送付)により給付金を支給
- ⑮⑤及び⑫で提出された書類等(フォームの申請は紙媒体で出力)の内容を審査し、不備がないものについてシステムに口座情報を入力。不備があるものについては、再申請等により不備内容解消を促す。
- ⑯⑮で入力した情報を委託業者Ⅰに渡し⑥及び⑬の支給決定通知書を作成依頼し、成果品の納品を受ける。
- ⑰給付金に関する入電及び窓口での問合せ、照合情報の聞き取り。
- ⑱⑰で聞き取りした複数の照合情報を基にシステムで検索
- ⑲⑱の検索結果を基に状況を確認
- ⑳問い合わせに対して回答

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

物価高騰対応支援給付金支給対象者情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	基準日時点で本市に住民登録がある者	
その必要性	給付金の支給対象者及び支給額を把握し、迅速かつ正確な給付金事業を実施するため。	
④記録される項目	[10項目以上50項目未満]	＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [] 個人番号 [○] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [○] その他 (支給口座情報、生活保護費支給口座情報、児童手当支給口座情報、令和8年1月9日付けデジタル庁、総務省告示第2号で定める過去の公的給付で使用した口座情報)	
その妥当性	・識別情報 支給対象者を正確に特定するために必要 ・連絡先等情報 支給対象者の居住地等を把握し、適宜不備事項等を確認するために必要 ・業務関係情報 給付金の支給口座の確認を行うために必要	
全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日	令和8年1月27日	
⑥事務担当部署	旭川市市民生活部主幹(物価高騰対応支援給付金担当)	
3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 (市民生活部市民課、福祉安心部生活支援課、こども・女性・若者未来部子育て助成課) [○] 行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁) [] 地方公共団体・地方独立行政法人 () [] 民間事業者 () [] その他 ()	

②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☒ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (フォームへの登録)
③入手の時期・頻度		○住民基本情報 ・他部署(市民生活部市民課) 令和8年1月下旬に1回、以降6月まで概ね2週間に1回ずつ ・本人又は本人の代理人 紙又はフォーム入力により申請する都度。 ○口座情報 ・デジタル庁 令和8年2月上旬に1回、5月頃を目途に1回予定 ・他部署(福祉安心部生活支援課及びこども・女性・若者未来部子育て助成課) 令和8年2月中に1回 ・本人又は本人の代理人 紙又はフォーム入力により申請する都度。
④入手に係る妥当性		○住民基本情報 ・入手方法 迅速かつ正確に支給対象者を把握するために妥当である。また、本人又は本人の代理人からの入手は、本人確認及び特別な事情による情報変更の有無を確認するため妥当である。 ・時期及び頻度 基準日時点の情報を申請受付前に把握して給付額の算定を行い、以後住民登録の異動状況を適切に把握し、情報の更新を要するため妥当である。また、本人又は本人の代理人からの入手は、本人確認及び特別な事情による情報変更の有無を都度確認する必要があるため妥当である。 ○口座情報 ・入手方法 多くの支給対象者が迅速にプッシュ型の給付を受けるために妥当である。また、口座情報を把握できなかった者については、本人又は本人の代理人から申し出を受けるほか情報把握手段がないため妥当である。 ・時期及び頻度 申請開始までに支給対象者の口座情報の有無を把握し、住民登録の異動等による変動を補うためさらに1回程度適時に照会を行うのが妥当である。また、口座情報を把握できなかった者については、本人又は本人の代理人から都度申し出を受ける必要があるため妥当である。
⑤本人への明示		公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条(令和3年法律第38号)において、特定公的給付の支給を実施しようとするときは、支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る当該判定に必要な情報その他の当該支給を実施するための基礎とする情報を個人番号を利用して管理することができることが規定されている。
⑥使用目的 ※		給付金の支給対象者及び支給額を把握し、迅速かつ正確な給付金事業を実施するため。
変更の妥当性		—
⑦使用の主体	使用部署 ※	旭川市市民生活部主幹(物価高騰対応支援給付金担当)
	使用者数	10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		事務全般において支給対象者及び口座情報を給付金システムにより随時確認する。
情報の突合 ※		各情報を宛名番号で突合している。住基に登録されている世帯情報を把握し、世帯ごとの支給対象者及び口座情報等を紐づけて事務を行うため、個別に付番されているより確実な番号として宛名番号を使用している。
情報の統計分析 ※		—
権利利益に影響を与え得る決定 ※		—
⑨使用開始日		令和8年1月27日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※		☐ 委託する ☐ 委託しない (2) 件	
委託事項1		旭川市物価高騰対応支援給付金支給に係るシステム構築等業務	
①委託内容		給付金システムの設計・構築及び保守・管理・運用を行う。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数		☐ 10万人以上100万人未満	
対象となる本人の範囲 ※		特定個人情報ファイルの範囲と同様	
その妥当性		給付金システムの安定した稼動のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。	
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 (本市指定の事務室にて給付金システムの直接操作)	
⑤委託先名の確認方法		ホームページ若しくは事務担当部署への問合せにより確認できる。	
⑥委託先名		旭川情報産業事業協同組合	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項2		旭川市物価高騰対応支援給付金支給に係る電話及び窓口対応業務	
①委託内容		市民等からの電話対応及び窓口対応並びに給付金システム入力業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体	
対象となる本人の数		☐ 10万人以上100万人未満	
対象となる本人の範囲 ※		特定個人情報ファイルの範囲と同様	
その妥当性		窓口及び電話対応並びに給付金システムの入力作業を行うに当たり、支給対象者の情報を照合し、その登録状況に応じて対応する必要があるため。	
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満	

④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (本市指定の事務室にて給付金システムの直接操作)
⑤委託先名の確認方法		ホームページ若しくは事務担当部署への問合せにより確認できる。
⑥委託先名		株式会社 フルキャスト
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託しない ☐ <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無		☐ 提供を行っている () 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☒ 行っていない
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		勤務時間中、常に職員がいる執務室に設置したサーバーに保管しており、職員退勤後は施錠及び警備システムによる入室制限を行っている。紙での特定個人情報の保管はなく、フォームのデータは紙媒体へ出力後速やかに削除している。電磁記憶媒体についてもデータ移動と同時に媒体内のデータを削除している。サーバ自体も給付金システムと同様、アカウントの認証を行わなければ操作できないよう制限をかけている。
②保管期間	期間	☐ 定められていない ☐ <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	行政事務の一環で使用する情報であり、類似の事務が実施される際の参考となる可能性を有するため、旭川市事務取扱規程における文書の保存年限に準じて保管する。
③消去方法		<旭川市の措置> ・業務委託期間終了後、給付金システムの所有権は本市に帰属することとしているため、特定個人情報ファイル及び給付金システムのプログラムを独立した電子媒体に保存して本市に引き渡すよう委託業者に指示し、業者の管理下にある情報機器、電子媒体に記録された全ての機密情報に関して完全に消去した上でデータの参照ができないよう、本市職員立ち合いの下、当該機器の全ての記憶装置、電子媒体を物理的に破壊するよう指示する。また、情報の削除後、削除した情報及び削除方法を示した情報消去証明書を提出させる。 ・フォームのデータは、紙媒体に出力後速やかに消去している。 ・本市で保管期間が終了した記録は、情報システム管理者がその後の保管の継続等の判断を行い、消去する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。
7. 備考		
—		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 宛名番号、2. 世帯番号、3. 続柄CD、4. 続柄名称、5. 生年月日、6. 性別CD、7. 性別名称、8. 氏名、9. 氏名カナ、10. 郵便番号、11. 住所名称、12. 方書名称、13. 住民年月日、14. 世帯主氏名カナ、15. 世帯主氏名、16. 住民種別CD、17. 通称(外国人)、18. DV支援措置情報、19. 処理年月日、20. 処理時刻、21. 住民状態CD、22. 転前住所_住所名称、23. 転前住所_方書名称、24. 転先住所_郵便番号、25. 転先住所_住所名称、26. 転先住所_方書名称、27. 異動事由CD、28. 届出年月日、29. 異動年月日

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
物価高騰対応支援給付金支給対象者情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	＜給付金システムにおける運用に係る措置＞ 他部署からの情報については、宛名番号による突合で合致したもののみ取得している。また、窓口での申請書類等の受理に際しては、本人確認書類等による複数の情報に基づく対象者照合を遵守しており、郵送及びフォームで提出を受けた書類等については、受理・確認時点で職員による不要な情報の不可視化を徹底している。 ＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ ・中間サーバーコネクタでは、団体内統合宛名番号の付番にあたり、個人番号で一意に識別することで、個人に対して複数の団体内統合宛名番号は付番されないため、団体内統合宛名番号は、団体内において個人と1対1対応となる。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	＜給付金システムにおける運用に係る措置＞ 給付金システムは、必要な情報に関する項目のみを設けており、不必要な情報が入手（入力）されることはない。また、窓口での申請書類等の受理に際しては、必要最低限の情報入手を遵守しており、郵送及びフォームで提出を受けた書類等については、受理・確認時点で職員による不要な情報の不可視化を徹底している。 ＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ ・中間サーバーコネクタでは、団体内統合宛名番号の付番にあたり、個人番号で一意に識別することで、個人に対して複数の団体内統合宛名番号は付番されないため、団体内統合宛名番号は、団体内において個人と1対1対応となる。
その他の措置の内容	システムへの登録から支給決定までに3段階のチェック（申請書類到着当日中に口座情報をシステム登録し、その後別の者がシステムの入力内容と申請書類をチェック。翌日、処理した対象者の一覧表と申請書類を二人一組で読み合わせ）を設けて目的外の情報の登録を防止している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	他部署からの情報については、業務の目的及び根拠法令等の情報を共有した上で必要最小限の既存情報の提供を受けるため、不適切な入手にはなり得ない。また、窓口及び郵送並びにフォームによる入手については、本人確認書類等の添付を必須とした専用の申請書類又はフォームを使用しており、情報の使用目的を理解した対象者本人又は代理人からの能動的な情報提出に限られることから不適切な方法にはなり得ない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・申請には、マイナンバーカードなど、住民登録の複数項目と照合可能な本人確認書類の提出を必須としている。 ・代理申請の場合は、上記にあわせて、代理人の本人確認書類及び支給対象者との関係を証する書類等の提出を必須としている。
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号は入手しない。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	デジタル庁への照会及び他部署からの提供により取得した口座情報については、使用頻度の高い情報を優先して使用することにより実際に活用する情報の正確性を確保している。また、申請により入手する特定個人情報については、本人確認書類及び口座確認書類を添付することで正確性を確保し、システムへの情報入力から支給決定までに3段階のチェック（申請書類到着当日中に口座情報をシステム登録し、その後別の者がシステムの入力内容と申請書類をチェック。翌日、処理した対象者の一覧表と申請書類を二人一組で読み合わせ）を設けることにより誤登録を防止している。
その他の措置の内容	＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ ・中間サーバーコネクタでは、個人番号に変更が発生しても団体内統合宛名番号に変更はなく、個人番号変更時には、変更前と変更後の個人番号を必須として団体内統合宛名番号を管理している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・特定の権限者以外はデジタル庁への照会操作が行えず、さらに給付金システム操作においても情報照会の記録が保持される仕組みが確立されている。 ・不備等がない限り申請書類等は翌営業日中に必要な処理を行い、業務が多量に滞らない運用としている。 ・書類の作業段階に応じた置き場所を指定することにより、確実に処理される仕組みとなっている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	宛名管理システムにおいては、番号利用事務以外で個人番号が取得されることのないように、番号利用事務(システム)以外で個人番号での検索を行うことはできない。また、番号利用事務(システム)以外では個人番号は画面表示されない。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	給付金システムで保有する情報は、事務で使用する情報のみであり、さらにユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施している。またシステムは利用機能の認可機能により、そのユーザが給付金システム上で利用可能な機能を制限することで、目的を超えた作業が行えない措置を講じている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<給付金システムにおける運用に係る措置> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザが給付金システム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ・給付金システムを利用できる端末を管理することにより、特定の端末のみ利用可能なように制限している。 ・1つのユーザIDで複数の端末に同時ログインできないため、他者が不正にログインした場合は即座に異常が確認できる状態となっている。 <中間サーバーコネクタにおける措置> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ・システムの利用できる端末を管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。 ・認証パスワードについては、現在有効であるか、適切なパスワード値であるか否かをシステムでチェックしている。有効期限までに変更を行わない場合は、対応するユーザIDが失効される。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	給付金システム運用業者の担当者に連絡することにより即時アクセス権限の発行又は失効が可能であり、各職員が使用するアカウントを固定して管理している。また、入力業務を委託している業者の職員については、日ごと入れ替わりが発生するため共用のアカウントを使用するが、使用したアカウントを毎日記録し、月例の業務実績報告に含めて報告することで使用状況を管理できる体制を運用を行っている。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	担当部署においてアカウントの使用状況を管理し、給付金システム運用業者の担当者に適宜指示することでアクセス権限の発行及び失効を行っている。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	給付金システムでは、操作アカウントによる認証から認証解除を行うまでの間行った、個人に対して照会・異動・情報編集の履歴を記録し、適宜確認している。	
その他の措置の内容	執務室には常に職員がおり、アカウントのログインを含めた機器の使用方法等も従事職員の間でしか共有されていないため権限のない職員が特定個人情報を使用することはできない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	<給付金システムにおける運用に係る措置> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザが給付金システム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ・給付金システムを利用できる端末を管理することにより、特定の端末のみ利用可能なように制限している。 ・給付金システムの操作履歴を記録し、その旨を周知徹底することでコンプライアンス意識を高め、事務外での使用を防止する。また、入力業務を委託している業者の職員については、自席への記録媒体の持ち込みを禁止している。 <中間サーバーコネクタにおける措置> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ・システムの利用できる端末を管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。 ・認証パスワードについては、現在有効であるか、適切なパスワード値であるか否かをシステムでチェックしている。有効期限までに変更を行わない場合は、対応するユーザIDが失効される。	

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	給付金システムの操作履歴を記録し、その旨を周知徹底することでコンプライアンス意識を高め、事務外での使用を防止する。また、入力業務を委託している業者の職員については、自席への記録媒体の持ち込みを禁止している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
個人ごとの執務スペースに仕切りがないため、不正な事務を互いに監視できる配置としている。		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	・業者選定に当たっては、旭川市の入札参加有資格者名簿登載業者であること、また、同等業務の履行実績の有無等、特定個人情報の保護を適切に行える委託先であることを確認する。 ・個人情報の保護に関する法律等に基づき、契約書に個人情報保護に関する規定を設けるとともに従事者への情報セキュリティに関する教育の実施について規定している。 ・契約時に次の事項の報告を定めている。 (1) 特定個人情報の取扱内容及びその目的 (2) 特定個人情報を取り扱う場所 (3) 特定個人情報の取扱いにあたり主として指揮及び監督を行う者 (4) 特定個人情報の取扱いを行う者 (5) 前号の者に対する特定個人情報の保護等に関する監督、教育の内容	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	対象業務を行う従事者の届出を求め、従事者を限定する。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	委託側において利用するユーザIDについては、職員と同等のログ監視を行っており、利用履歴の参照も職員と同等の確認を行うことができる。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託契約書において、業者が特定個人情報を取得し、第三者に提供することを禁止し、業務完了報告書により契約の遵守状況を確認している。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の受渡し時には、委託先業者は市に個人情報の預り証を提出させている。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	契約期間満了後、市の指示に従い速やかに廃棄する旨定めており、具体的な手法については、業者の管理下にある情報機器、電子媒体に記録された全ての機密情報に関して完全に消去した上でデータの参照ができないよう、本市職員立ち合いの下、当該機器の全ての記憶装置、電子媒体を物理的に破壊するよう指示し、また、情報の削除後、削除した情報及び削除方法を示した情報消去証明書を提出させる旨協議済みである。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・データの秘密事項に関する事項 ・再委託の禁止又は制限に関する事項 ・データの指示目的外の利用及び第三者への提供の禁止に関する事項 ・データの複写及び複製の禁止に関する事項 ・検査の実施に関する事項 ・事故発生時における報告の義務に関する事項 ・派遣労働者によって実施する場合、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項の明記 ・上記に掲げる事項に違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	—	

その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○] 提供・移転しない		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない（入手） [○] 接続しない（提供）		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 <中間サーバーの運用における措置> 中間サーバーに対する職員認証・利用権限の設定にあたっては、中間サーバーを利用する最低限の職員のみユーザー登録を行い、必要最低限の利用権限を付与することで目的外の入手が行われるリスクに対応している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設定されているため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、必要なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい及び紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ※中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<旭川市における措置> 本市では、情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、給付金システムへのアクセスはできない。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存住基システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 3) 十分に遵守していない	2) 十分に遵守している 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 3) 十分に整備していない	2) 十分に整備している
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 3) 十分に整備していない	2) 十分に整備している
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 3) 十分に周知していない	2) 十分に周知している

⑤物理的対策	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な対策の内容	<給付金システムにおける運用に係る措置> 特定個人情報ファイルが保管されているサーバは、勤務時間中常に職員がいる執務室に設置したサーバに保管しており、職員退勤後は施錠及び警備システムによる入室制限を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。	
⑥技術的対策	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な対策の内容	<給付金システムにおける運用に係る措置> 特定個人情報ファイルが保管されているサーバは、外部のインターネット回線に直接接続されておらず、使用は仮想のネットワーク回線を介した専用の機器のみからのアクセスに制限されている。また、設定されたネットワーク回線から物理的に離れた場合は機器からのアクセスも不能となる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウィルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	
⑦バックアップ	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管していない]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	特定個人情報ファイルの個人情報は、概ね2週間に1回程度住基の異動情報を取得し、内部番号を基に最新の情報が追加、反映されるため、古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順		[定めている] ＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
	手順の内容	・フォームのデータは紙媒体へ出力後速やかに削除している。電磁記憶媒体についてもデータ移動と同時に媒体内のデータを削除している。 ・業務委託期間終了後、給付金システムの所有権は本市に帰属することとしているため、特定個人情報ファイル及び給付金システムのプログラムを独立した電子媒体に保存して本市に引き渡すよう委託業者に指示し、業者の管理下にある情報機器、電子媒体に記録された全ての機密情報に関して完全に消去した上でデータの参照ができないよう、本市職員立ち合いの下、当該機器の全ての記憶装置、電子媒体を物理的に破壊するよう指示する。また、情報の削除後、削除した情報及び削除方法を示した情報消去証明書を提出させる。 ・旭川市事務取扱規程に基づき設定した保管年限を経過した文書は、その年限が到来した際に廃棄を行うことについて決裁の上、総務課が全庁取りまとめて廃棄する。
その他の措置の内容		－
リスクへの対策は十分か		[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
－		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的なチェック方法	<旭川市における措置> 年に1回、担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目に、「評価書の記載内容通りの運用がなされていること」に係る内容を追加し、運用状況を確認する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な内容	<旭川市における措置> ・情報セキュリティに関する内部監査を定期的に行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない
具体的な方法	<旭川市における措置> 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに基づき、人的セキュリティ研修を定期的を実施するとともに、意識教育や情報漏えいに伴う罰則規定を含む研修等を実施することとしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	
3. その他のリスク対策		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	旭川市 市民生活部 まちづくり協働課 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地 電話番号 0166-25-9101
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	—
③手数料等	[無 料] ＜選択肢＞ (手数料額、納付方法：ただし、写しの作成や送付に必要な費用は、請求者の負担 1) 有料 2) 無料
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	個人情報ファイル簿(個人情報取扱事務単位の単票)においてファイル記録項目を公表予定。
公表場所	旭川市市民生活部まちづくり協働課ホームページ
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒070-0035 北海道旭川市5条通9丁目1163番地の1 旭川59レンガビルディング3階 旭川市 市民生活部主幹(物価高騰対応支援給付金担当) 電話番号 0166-73-6588
②対応方法	受付簿を作成し、処理する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和8年8月19日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	旭川市市民参加推進条例、同施行規則及び意見提出手続事務取扱基準に基づき意見聴取を実施した。実施に際しては、市広報紙及び市ホームページに公表している旨の記事を掲載し、担当部局及び市政情報コーナー並びに市ホームページにて全文を閲覧できるようにした。
②実施日・期間	令和8年4月24日～令和8年5月25日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	要望や不備等の指摘はなし。評価書案の記載を転記抜粋した意見が2件あり。
⑤評価書への反映	反映なし
3. 第三者点検	
①実施日	令和8年4月17日～令和8年6月16日
②方法	個人情報(特定個人情報を含む)や情報システム、情報セキュリティに係る専門性を有する外部の第三者として、株式会社HARPIに委託し、第三者点検を実施した。
③結果	検出された不適合は、軽微な文言の修正のみであり、特定個人情報保護評価書自体の取り組み状況は適切であると判断された。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

[illegible]